

諮詢 第 1 6 1 号

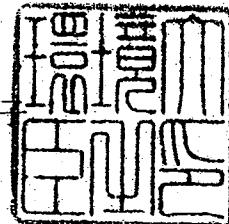
環地保発第 050819002 号

平成 17 年 8 月 19 日

中央環境審議会会長  
鈴木 基之 殿

環境大臣

小池 百合子



## 今後のフロン類等の排出抑制対策の在り方について（諮詢）

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 41 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、今後のフロン類等の排出抑制対策の在り方について、貴審議会の意見を求める。

## （諮詢理由）

クロロフルオロカーボン(CFC)等のオゾン層破壊物質の放出が原因となって成層圏のオゾン層は依然として脆弱な状態が続いている。人体及び生態系への悪影響が懸念されている。また、オゾン層破壊物質の代替物質による地球温暖化への影響も、近年重要な課題となっている。

オゾン層破壊物質については、「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」によりその製造及び消費の規制が着実に進められており、また代替物質の開発や代替製品の利用等が進められているところであるが、一方で、過去に生産され現在も使用されているオゾン層破壊物質が市中に多量に存在している。また、「気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書」の対象の温室効果ガスでもあるハイドロフルオロカーボン(HFC)等の代替物質は、今後も生産・使用され市中に多量に存在することとなる。したがって、これらのフロン類等の大気中への排出を抑制するための対策について検討する必要がある。

特に、業務用冷凍空調機器に冷媒として使用されている CFC、HFC 等のフロン類については、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」（平成 13 年法律第 64 号）に基づき回収及び破壊が実施され、大気中への排出抑制が図られているところであるが、廃棄される機器からの冷媒フロン類の回収率が低迷していること等から、回収を一層徹底するために必要な方策について検討する必要がある。

このため、オゾン層の保護及び地球温暖化の防止に向けた、今後のフロン類等の排出抑制対策の在り方について、貴審議会の意見を求めるものである。